

環境指導課

環境指導課は、環境関係法令に基づく環境調査及び規制行政を執行している。

1 環境保全業務

- (1) 環境保全関係法令や条例に基づき特定施設等の届出に関する受付及び指導を行っている。
- (2) 特定施設等の立入検査を実施し、適正な施設の設置及び維持管理を指導している。
- (3) 管内主要河川の9か所を毎月採水し、環境調査を行っている。(公共用水域水質監視)
- (4) 管内の大気、河川、地下水、土壌のダイオキシン類の環境調査を行っている。

公害関係事業所数 (平成30年3月31日現在)

事業所区分	事業場数
大気汚染防止法	248
福岡県公害防止条例	102
水質汚濁防止法	734
ダイオキシン類特措法	71
計	1,155

特定事業場排水検査状況

年度	検体数	適	不適*
平成28年度	92	91	1
平成29年度	83	81	2

*指導基準不適を含む。指導基準不適の内数は、平成27年度=2、平成28年度=0、平成29年度=1

河川調査の状況と環境基準(BOD)の適合状況

水系	河川名	地点名等	類型	基準値	平成27年度		平成28年度			
					75%値	適否	75%値	適否		
矢部川水系	星野川	星野川橋	— ☆	A	2	2.0	○	1.8	○	
	矢部川上流	上矢部川橋	— ☆	A	2	1.7	○	2.0	○	
	辺春川	中通橋	— ☆	A	2	2.5	×	3.0	×	
	白木川	山下橋	— ☆	A	2	1.6	○	1.4	○	
	矢部川中流	船小屋	— —	A	2	<0.5	○	0.5	○	
	沖端川上流	磯鳥堰	— ☆	A	2	1.9	○	1.6	○	
	沖端川下流	三明橋	— ☆	C	5	3.8	○	4.4	○	
	塩塚川	晴天大橋	— ☆	B	3	4.7	×	4.6	×	
	飯江川上流	古賀橋	— —	A	2	1.8	○	2.0	○	
	飯江川下流	丁字橋	— —	C	5	1.6	○	1.4	○	
	矢部川下流	浦島橋	— —	B	3	1.0	○	0.9	○	
楠田川	三開堰	— ☆	B	3	3.9	×	4.6	×		
筑後川水系	山の井川	天竺橋	*1	—	B	3	2.7	○	2.5	○
			*2	—	C	5	4.3	○	3.2	○
	筑後川(3)	六五郎橋	— —	B	3	1.2	○	1.1	○	
	花宗川	酒見橋	*1	—	B	3	4.1	×	5.4	×
			*2	☆	C	5	13.0	×	9.4	×

*1: 5月~9月、*2: 10月~4月、☆: 当事務所採水地点、BOD: 生物化学的酸素要求量 (mg/L)

類型: 河川の環境基準は利用目的の適応性によりAAからEまで6段階

(資料 平成28年度版公害関係測定結果)

75%値: 測定データを値が小さい方から順に並べ、データ数の75%番目に当たるデータ値(年12回測定し、値が小さい方から9番目のデータが75%値)

適否: 75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準が達成されたと判断され「○」となる。

公害関係苦情処理状況

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
平成28年度	31	38	1	1	1	0	3	20	95
平成29年度	18	32	0	0	0	0	3	32	85

2 廃棄物業務

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく許可等業務及び監視指導業務
- (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の規定に基づく許可等業務及び監視指導業務
- (3) その他廃棄物関係法令及び条例に基づく届出等受理業務及び監視業務

廃掃法関係許可状況

(平成30年3月31日現在)

産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				
処理施設		処理業		処理施設		処理業		
中間処理	最終処分		収集運搬業	処分業	中間処理	最終処分	収集運搬業	処分業
	安定型	管理型						
43 ^{*1}	2 ^{*2}	0 ^{*2}	515	77 ^{*3}	0	0	58	2

その他	
一般廃棄物処理施設	再生事業者
25	9 ^{*4}

- *1 県域外事業者（移動式）を含む。
- *2 埋立中は、安定型1件のみ。
- *3 県域外事業者（移動式）を含む。
- *4 大牟田市内の事業者を含む（都道府県固有事務のため保健所設置市に事務はないため）。また、主管事務所でない1件は計上していない。

自動車リサイクル法関係施設

(平成29年3月31日現在)

引取業者数	7回回収業者数	解体業者数	破碎業者数
139	40	19	5